

目 次

令和2年12月18日（金曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	38
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	38
（総務建設常任委員会）	38
（教育民生常任委員会）	40
委員長報告に対する質疑	41
（総務建設常任委員会）	41
（教育民生常任委員会）	42
一般質問	42
7番（高橋正博君）	42
6番（岡本経治君）	44
休憩（午前10時05分）	48
再開（午前10時10分）	48
2番（鈴木美香君）	49
4番（三木俊明君）	54
休憩（午前10時41分）	58
再開（午前10時42分）	58
休憩（午前10時42分）	59
再開（午前10時44分）	59
4番（三木俊明君）	59
休憩（午前10時55分）	63
再開（午前11時05分）	64
1番（茂木邦夫君）	64
11番（木場隆司君）	73
休憩（午前11時45分）	76
再開（午前11時50分）	76
8番（福本耕太君）	76
討論、採決（議案第1号～議案第5号）	86
議員の派遣	88
閉会中の継続調査申出	88
閉会（午後0時25分）	89

令和2年12月18日（金曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（高橋正博君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼総務課長（鳥井基史）	参事兼企画課長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（奥村 忠）	健康福祉課長（笹山恵子）
住民環境課長（三木新治）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
総務課課長補佐（島原正喜）	総 務 課 係 長（須浪博文）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（樋口和徳）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

令和2年12月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年12月18日(金曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第1号 令和2年度土庄町一般会計補正予算(第9号)
- 第 4 議案第2号 令和2年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 5 議案第3号 令和元年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第4号)
- 第 6 議案第4号 土庄町介護保険条例及び土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第5号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 8 議員の派遣について
- 第 9 閉会中の継続調査申出について

開議

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症の防止のため、議員席、執行部席、傍聴席の座席について、間隔を空けて、着席していただくことにいたしましたので、ご了承お願いいたします。

また、議場内におきましては、マスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際には、マスク着用のままお願いしたいと思いますので、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

また、発言後には係員がマイクの消毒を行いますのでご了承ください。換気のための休憩は、40 分程度を目途に取ることにいたします。短い間隔での休憩となる場合がありますが、ご協力をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（濱野良一君）

申し訳ございません。傍聴席の方、帽子の着脱をお願いいたします。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案について、各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡本経治君。

○総務建設常任委員長（岡本経治君）

おはようございます。

当委員会に付託されました議案第 1 号及び議案第 5 号について、12 月 15 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、各所管課ごとに要点を報告させていただきます。

まず、総務課より議案第 1 号の所管部分について、新庁舎セキュリティ対策としてカードキーによる入退庁管理を行うためのシステム導入費用 2559 万 7 千

円と、新庁舎内に Wi-Fi 環境を整備するための無線 LAN 整備費用 394 万 1 千円を増額補正すると説明がありました。

行政情報システム管理事業においては、出納室を除く全課に 1 台ずつウェブ会議用のパソコンを配備する費用が計上されました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するとのことでした。

また、救急業務におけるコロナ対策の衛生用品、備品購入費、防疫等作業手当として小豆地区広域行政事務組合負担金 242 万 4 千円を増額したとのことでした。

続いて、議案第 5 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について、スクールバス購入事業の事業費の確定により変更するものであり、変更前と比較し 530 万円の増であると説明がありました。

次に、企画課より議案第 1 号の所管部分について説明がありました。

離島振興事業は、欠損額に対し国庫補助額が上回ったため、全額町の補助金を減額するとのことでした。

また、地域公共交通活性化・再生総合事業 2581 万 1 千円については、交通サービスの利便性の向上及び新型コロナウイルスの感染予防対策を目的とし、小豆島オリーブバス株式会社に、全国共通交通系 IC カードを導入するもので、小豆島地域公共交通協議会への負担金を支出すると説明がありました。

豊島地区シャトルバス運行事業 2876 万 2 千円については、新型コロナウイルスの感染予防の一環として、換気機能を備えた新たな車両を購入し、これについても全国共通交通系 IC カードを導入するとのことでした。

次に、税務課の議案第 1 号の所管部分について、相続人が相続放棄した固定資産について、相続財産管理人の選任と滞納処分に要する費用として、120 万 4 千円を増額補正する。また、法人や個人からの申告等により発生した還付金の不足額として 78 万 8 千円を増額すると説明がありました。

委員から、所有者が不明の土地に対する今後の方針について質問があり、執行部から、個別に調査をした上で判断していくと回答がありました。

次に、建設課の議案第 1 号の所管部分について、道路橋りょう費は、町道二路線の修繕を行うものです。

また、要鉄川西線改良事業に伴う移転補償費の精査により 544 万 4 千円、土庄港務所の防水修繕として、51 万 4 千円を増額補正すると説明がありました。

次に、農林水産課の議案第 1 号の所管部分について説明がありました。

農業次世代人材投資事業 95 万円は、新たに新規就農者の要望があったため、新規就農者への補助金 75 万円を追加する。また、漁港の施設修繕費として、王子前埋立分譲地の外周道路の区画線の引き直し費用、田井漁港にある灯台の修理費 119 万 8 千円を増額補正すると説明がありました。農地災害復旧費 297 万 8 千円は、6、7 月の長雨により被災した農地災害 2 件 3 カ所において、国の査定

が終了したことに伴う災害復旧工事費の増額です。また、漁港災害復旧費 84 万 2 千円は、四海漁港内にあるポンプ場施設のポンプ故障による施設修繕費等を補正すると説明がありました。

次に、商工観光課の議案第 1 号の所管部分について説明がありました。

小豆島まつりや日本パワーボートレース大会、日本遺産関連のシンポジウムなどのイベント助成や委託料については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止したため減額する。

また、小豆島ブランド推進委員会が実施する観光庁の実証事業に係る貸付金 800 万円、「からかい上手の高木さん 2」の土庄港務所におけるギャラリー制作費等 341 万 8 千円を増額補正すると説明がありました。

委員より、「からかい上手の高木さん 2」のギャラリー制作委託料は、情報発信、周知、宣伝費用を含んでいるのかとの質問があり、執行部から、アニメをイメージした内装にするための改装費である。周知については、広報、SNS、ホームページで行う予定であり、コロナ収束後、誘客に向けて別途チラシ等について考えていきたいと説明がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 岡野能之君。

○教育民生常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算及び条例議案について、12 月 15 日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より議案第 1 号の所管部分について、放課後児童健全育成事業 210 万 8 千円は、4 月 13 日から 5 月 31 日までの小学校臨時休業時に、土庄放課後児童クラブを開所した際の人件費であると説明がありました。

また、教育振興事業の備品購入費 8 万円は、GIGA スクールの一環で、手や腕に障がいがあり通常のマウスを操作できない方が、顎で PC 端末を操作するための「ジョイスティックマウス」を 2 台購入するものである。

また、オリーブ牛を給食で提供するため、給食材料費 116 万 6 千円を増額補正すると説明がありました。

次に、生涯学習課より議案第 1 号の所管部分について、新型コロナウイルス感染症対策として、中央図書館に飛沫防止スクリーンを追加購入するため 15 万

8千円を増額補正すると説明がありました。

次に、健康福祉課より議案第1号の所管部分について、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者応援商品券事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、診療・検査医療機関設備整備事業を実施するための経費及び令和元年度の事業費確定に伴う国庫負担金の返還金等の補正をしようとするものとの説明がありました。

次に、議案第2号 国民健康保険事業特別会計では、やすらぎプラザの空調設備改修に係る委託料及び工事請負費を補正しようとするものとの説明がありました。

次に、議案第3号 福祉サービス事業特別会計では、新型コロナウイルス感染症対策事業として需用費及び備品購入費を補正しようとするものとの説明がありました。

次に、議案第4号 介護保険条例及び後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例では、租税特別措置法及び地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものとの説明がありました。

委員より、ひとり親家庭学習支援員に関する質問があり、執行部から、県の委託を受けた事業所から派遣される支援員であると説明がありました。

次に、住民環境課より議案第1号の所管部分について、老朽危険空き家対策事業は追加の2件分に係る補助320万円を補正すると説明がありました。

また、塵芥処理施設維持管理費の97万9千円は、小江一般廃棄物最終処分場用地の土地鑑定委託料及び分筆登記委託料とのことです。

以上、付託議案について審査した結果、全ての議案について原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては、簡潔、明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

7番 高橋正博君。

○7番（高橋正博君）

7番、高橋でございます。一般質問の機会を得ましたので、1点のみ質問させていただきますと思います。

土庄町には現在、豊島3を含め、14の漁協が存在いたします。

漁港とは水産庁管轄、定義、漁船の操業本拠地となる港であり、漁船の給油、給水地、漁獲物の保蔵、加工のための施設であります。なお、魚市場を備えることも可能であるというふうに定義されております。漁港管理者は、水産庁から管理指定を受けた土庄町であります。基本漁船以外のビジター受け入れは、不可であると聞いております。

そこで、担当課長にお尋ねいたします。漁港とは、漁業で使用する港であり、漁に出るための準備や漁獲物の荷揚げなどを行う施設である。王子前漁港について、土庄中央漁業協同組合の漁業者が主に利用しているが、一般の遊漁船、プレジャーボートも多数係留されております。漁業者と一般の方の間にトラブルになるケースがあると聞いております。王子前漁港は、土庄町においても重要なまちづくり地域であるので、管理体制を見直し、漁業組合及び組合員と協議し、管理組織を構築すべきと考えておりますが、執行部の考えをお尋ねいたします。

ここで申しておりますトラブルとなるケースなんですが、前川船具店の前の

港湾地区に遊漁船が泊めてあります。この遊漁船の使用料を取るようになったということで、その船が王子前のほうにだいぶ係留されておるようです。ここで漁業の組合員とトラブルを起こしておるようなんです。そこらあたりも把握して、お考えを示してください。以上です。

○議長（濱野良一君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

現状といたしまして、土庄町内の漁港内の遊漁船、プレジャーボートの常設の係留管理につきましては、漁業組合にお願いいたしております。漁業組合と協議の上、係留できる場所を確認していただき、係留する場所があれば、係留していただいております。町に問い合わせがあった場合にも、このような返答をさせていただきます。

また、一時的な観光目的等での係留については、農林水産課に申請していただき、漁業組合と協議の上、係留場所を指定して申請者から使用料を徴収し、許可しております。ご質問の王子前漁港についても同様の扱いとなっております。

漁業組合と一般の方の係留についてのトラブルについては、土庄中央漁業組合に確認いたしました。近年、そういった案件の報告はないということでございました。また、農林水産課のほうにも報告は受けておりません。

係留についての管理につきましては、施設利用状況の観点から、漁業組合に管理していただくほかないものと思っております。

また、管理における一般遊漁船と漁業組合とのトラブル等の案件がございましたら、王子前漁港を利用されております一般遊漁船の団体の釣友会という組織があるとお聞きしておりますので、漁業組合と町との三者で、協議の場を設けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

高橋正博君。

○7 番（高橋正博君）

トラブルについては、私が聞いておる上では、漁業組合がしっかりとした管理体制ができてないようなんです。それで、漁業者と遊漁船の個人対個人のトラブルで起こっておるようなんです。だから、管理体制を漁業組合にもう一度しっかりと、管理体制をするように、指導を土庄町のほうでやっていただきたい。そういうことを聞いておりますので、ぜひそういう管理体制をもう一度、漁業者と遊漁船のそういう釣友会があるのであれば、土庄町と三者でもう一度きちとした管理体制を作っていただけるようお願いして一般質問を終わります。以上です。

○議長（濱野良一君）

恐れ入ります。傍聴席での脱帽をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

6 番、岡本です。2 点質問させていただきたいと思います。

問責決議後の町長の対応についてですが、町長の自己破産手続きによって、不安や不信感を抱かせた町民に対し、早期に信頼を回復するための行動を求めて、議会は 6 月定例会において問責決議案を可決しました。

また、具体的な行動として、①住民の説明と謝罪②副町長の選任③出張の目的、成果、旅費等の透明化④適切なコロナ対策、この 4 項について申し入れを行った。そのうち、住民への説明について、町長は各自治会に自己破産の経過説明と称して、町政報告会を開催したが、住民からは「いったい何の集まりであったのかよく分からない」との意見があがっています。

町長は、自己破産は個人的な問題であり、町政に支障はないと言っているが、町長は 24 時間 365 日、土庄町の代表との認識をし、開き直らず真摯に受けとめはつきりと謝罪するべきである。

この 4 つの申し入れ事項のうちコロナ対策には職員とともに一丸となって対応しているが、まだまだ不十分であります。町民の中には、休職、休業に追い込まれて生活苦にあえいでいる方々もたくさんおられます。今後、どのように考えているのか。また、①、②、③の明確な動きはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、岡本議員のご質問にお答えします。

まず、私個人の自己破産手続開始ということですので、町民の皆さん、議員の皆さん、職員の皆さん、そしてまた、関係各位、町民の皆さんに多大なる不安、また不信感並びにご迷惑をかけてしまいました。この場を借りまして、改めてお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

議員の皆さまより先ほどありましたように説明せよということで、6 月議会、そのいただいたということは、当然 9 月議会までしないといけないなということで、8 月においてですね、各地区 8 地区で開催をいたしました。ただ、コロナ禍が非常にまん延している中での開催ではありましたが、人数も制限しながらですね、町政報告をしました、今回の件の謝罪、そしてこれまでの経緯を

ご説明をさせていただきましたが、コロナ禍ということで人数も少なかったということも言われております。

また、一方ですね、「なぜこんな時期にするの」という方もいらっしゃいました。その中で説明不足という点、後で少しお話はさせていただきますが、そういうお叱りもあったというように聞いておりますが、改めて深く反省をしております。

今回の件ですね、自分の人生の中でこれほど苦渋の決断をしたことはありません。選択肢が多数あったわけではありません。町長としての一番の、先ほどありましたが責務については、町民への奉仕であります。その責任を全身全霊で取り組むためには、言うなれば究極の決断をしたと思っております。決断に至る経緯については、当然議員の皆さまにも事前にお話はしてるとおりですね、土庄町内にある、ある組合の破綻ということで、去年の9月にあります。これ以上ですね、やはりその出資者、また関係事務方、そして保証人等々たくさんいらっしゃる中でですね、守秘義務、また個人情報保護という問題もございますので、これ以上の答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが、重大な課題がたくさんある中でですね、現町政については、政治、また行政の空白っていうことは許されない状況で、自分自身は臥薪嘗胆の気持ちで粉骨砕身の覚悟をもってこれからも町政に取り組んでまいります。なにとぞ、ご理解を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

このような議会の中で初めて町長、謝罪ということ「大変申し訳ありませんでした」ということを、明確に言葉に出して言っていただきました。罪を犯したわけではないです。だけど、町の代表という認識をしっかり持っていただいて、この4つの案件、問責で、議会まとめて申し出しましたが、これだけに頼らず、例えば町民さんがどのような施策をやれば得をするのか、楽になるのかということを考えて、コロナ禍の中大変とは思いますが、例えばマイナンバーカードも普及率を上げて、町民さんに簡単に行政の作業ができるように努めるとか、いろいろ仕事があると思いますので、その辺しっかりと舵取りをしていただきたいと思いますので、今後よろしくお願いいたします。

続きまして、町における自主財源確保についてです。

土庄町の財政は年々厳しくなっており、自主財源の占める割合も少ない。現在約113億円の借金がある中、新庁舎、沖ノ島架橋、最終処分場、水道の石綿管取り換え交換工事などの大型工事が続き、償還額も年々増大していく。町の貯金である財政調整基金も令和7年度には約8億円程度まで減る見込みとのことで、

自主財源の確保がますます重要になってくると思います。

令和 2 年 3 月定例会で、自主財源の確保にもつながるのではという観点からジビエ施設について質問しました。町長は、現時点で設置は難しいとの認識であるが、小豆島町と今後検討の余地はあるという答弁だった。これについてその後検討をしたのか。また、企業誘致などその他の自主財源確保のための方策を何か考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

ジビエ施設についてのご質問ですが、両町の担当課での話はしております。ジビエ施設につきましては、両町ともジビエとなるシカ、イノシシの捕獲方法が変わることにより、捕獲に対する危険性が増すことから、町として奨励することが難しいこと、また、処理できる個体があつたりなかったりすることから、処理個体数の安定性がなく、この施設における稼働率が低くなることから、黒字化は見込めないの、施設設置につきましては、今現在では難しいと考えております。従いまして、自主財源の確保になる点も難しいものと考えられます。

現在、両町とも埋立による処分を行っておりますが、今後は将来的に埋立処分が難しくなってきた場合には、埋立以外の処分施設を検討する旨、両町で申し合わせいたしております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

難しい。3 月のときにも言いましたけど、難しいことを個人でやられてる方がおられるんですね。町内でも、小豆島町でも。こんだけコロナが世界的に広まって、食の部分もままならないようになってきてるこの時期に、難しいからできない、難しいことは考えたくない。両町でって、担当課だけで動くのもいいですけど、町長これ、向こうの町長とお話し合いされましたか。きちんと話し合って年間 3000 頭捕獲して、埋設処分してる。3000 頭を年間で割って、それで採算が取れない。採算取れるように皮をなめして提供するとか、ふるさと納税に回すとか、いうことを考えて、考えて、考えぬいて、「難しいから」、それで諦めたら自主財源なんか確保できないんじゃないですか。このコロナ禍において、事業主さん先ほども言いましたけど、大変な中、努力して、生活困窮の中、努力して、やり繰りして、町が「難しいからできません」、その回答で町長いいと思いますか。ちょっとお聞きしたいです。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

岡本議員の再質問でございますけど、まずはですね、ジビエ料理という世界的というか、国内でも結構あります。そんな中でまずそのジビエ料理やるのは、生きたまま、まず確保しないといけない、という大きい大前提があつてですね、その3000頭でも、なんか内訳見ますとシカ、それからイノシシはいいんですけど、サルとかですね、ヌートリア、そういうのはたぶん使えないと思いますが、頭数もですね、徐々には減ってきてつあるっていうふうには聞いておりますが、実際やるとなれば当然両町でですね、きちんと話をしないといけない。先ほど言われたとおりですが、もし縄とかそんなんでかかって、その場でもう亡くなっている場合は当然使えないということなんで、その生きたままどんだけ確保できるというのが一つ問題になるのと、あとその自主財源ですけども、当然執行部も私自身一緒ですけども、いかに遊休の土地の町有地ですね、どう売却していくかということと、あとですね、ふるさと納税、特に今年は全国的にも多いです。土庄も去年の1.7倍、1.8倍ぐらいになるのかなと思っておりますけど、それ以外にですね、ふるさと納税企業版というのが始まっております。これも非常に簡素化になって、ふるさと納税しやすいということも聞いておりますので、そういった企業にもお願いしながらですね、自主財源確保というのはやっていくつもりです。

ただ、その言われた両町で進めていくですね、ジビエ施設これについては下見にも行きましたし、いろんな違うところも行きましたが、非常にハードルが高いということも一つあります。ただ、高いだけでしないのかっていう、そうじゃなくて、やはり両町でですね、先ほど言ったと思いますが、話をしててなかなかですね、その生きたままそのまま捕まえてきてやるっていうのは、そこはたぶん非常に厳しいかなと思っております。そのあたりもですね、実際どこまでどうやっていけるのかっていうのは、両町の担当課と話をし、また松本町長とも話をしながらですね、できるものであればそれはやったらいいと思いますが、やはりその分には当然施設造るとそれからずっと維持管理もずっとかかってきますから、実際それについてもどうなるのっていう話も言われておりますから、そのあたりも踏まえてですね、一番いい形をとりたいなとは思っております。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

生きたまんま捕るのも難しい。当然そうです。だけど、仕留めたときに素早く血抜きをする、その捕獲者に対価を払っているわけですから、その辺もきちんと打ち合わせして、難しいからできないという答えを出すんじゃなくて、どうやれ

ばできるかということを日夜朝暮にしっかりと考えて、考えて、執行部だけで話をするのではなくて、皆さんが、例えば家に帰って家族の方とか身近な人にどうやればもっと土庄町が良くなるのかなということを、一番女性っていうのは、すごい敏感なんです。一番地域に根差した明確な、的確な答え出してくれる方がすごい女性には多いんですよ。この女性の意見に耳を傾げるとかっていうことをしていかないとほんとに土庄町、この隔離されてコロナが出た、一気に増える。この対策も小さいが故にまとまって、収束も早く出てきたような気がしますけど、それができるのであれば、今の課題、課長も言うてました、難しいって。無理みたいやみたいなニュアンスで言うてましたけど、無理と決めずにやるんだという気持ちで臨んでいていただかないと。この土庄町、町民 1 人 100 万円の借金抱えとるんです。その辺もしっかりと考えて、今後の舵取りをしていていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで換気のため 5 分間の休憩をいたします。再開は、10 時 10 分ですので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 05 分

再 開 午前 10 時 10 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

おはようございます。立憲民主党鈴木美香です。では、今日は4つご質問させていただきます。

まず第一に、ヤングケアラーの土庄町での実態と対策。

「ヤングケアラー」とは、要介護状態の家族のために大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、感情面のサポートも行っている子どもや若者のことであります。先般、世話をしていた祖母を孫が手につけた事件の判決が報道され、この問題がクローズアップされています。厚生労働省が12月にも実態調査に乗り出すとの報道もありました。

2017年総務省の「就業構造基本調査」では、介護をしている15歳～29歳の若者は、約21万人にのぼることです。あくまで推計値であり全国レベルでの正確な数は分かっていません。また、この推計値には14歳以下の小・中学生は含まれていないため「ヤングケアラー」の実数は、もっと多いのではないかと指摘する専門家もいます。

家族が支え合うことは大切ですが、さまざまな事情で子ども以外に介護の担い手がいなければ負担が重くなります。心身が疲弊し、進学などを諦めるようなことがあれば、将来への影響は大きく見過ごせません。土庄町では、そのような子どもは把握していますか。また、その対策や支援をお伺いしたいです。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 笹山恵子君。

○健康福祉課長（笹山恵子君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

「ヤングケアラー」の問題につきましては、鈴木議員もおっしゃるとおり、本年10月の神戸の事件を契機に注目を集め、厚生労働省においては、従来、要保護児童対策地域協議会に対し、調査を実施してきましたが、今般、教育現場を対象に調査を実施する予定であると聞いております。

そこで、当町の状況でございますが、まず、2017年の就業構造基本調査の高松地域、これは高松市、土庄町、小豆島町、直島町を一つの地域と区分して集計しているものでございますが、その状況では、15歳以上30歳未満の調査対象者のうち、0.18%が介護をしていると回答しています。

また、現在策定中の第8期土庄町高齢者保健福祉計画及び土庄町介護保険事

業計画のために実施した在宅介護実態調査によりますと、回答者の中には、20代未満の方で介護をしている方はいらっしゃいませんでした。

さらに、先日、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所にも聞き取りを実施いたしましたが、現時点では、町内でヤングケアラーに該当する方はいらっしゃいません。

しかしながら、鈴木議員もおっしゃるとおり、若い世代の方が介護の担い手となることによって、ご本人の進学や就職など、将来の可能性が閉ざされてしまうような結果を生むことは、ご本人はもとより、町の将来にとっても大きな損失と言わざるを得ません。町においては、現時点では、顕在化しているものではありませんが、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のみならず、要保護児童対策地域協議会においても学校現場と連携し、状況を把握し早期発見に努めてまいりたいと考えております。

また、若い世代に関わらず、介護を担っていらっしゃる方の心身の負担は、計り知れないものであると考えます。これまで、介護者の方々の支援策として「介護者のつどい」等を実施してまいりましたが、今後、介護を担う方々の心身の負担を少しでも軽減できるよう、より介護者の方々に寄り添った支援策を検討してまいりたいと思います。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

現在、現時点では土庄町では、把握されてないとおっしゃるんですが、現場の子どもを担当しているNPOの法人の方とかは、現実いてるという話をお伺いしています。現に30年以上前ですけど、私も今考えると19歳のころヤングケアラーだったのだなという実体験がございますので、かなり個人的な、踏み入らないとこの問題というのは把握しにくいんだと思うんですけど、私が言うのもあれなんですけど、民生委員ですとか学校の先生に細かく調査をしますと、必ず今苦しんでいる子どもたちがおられると思います。ぜひ手を差し伸べる、先ほどもおっしゃっていただきましたが、差し伸べるようにお願いいたします。

では、2つ目にまいります。申請手続きのワンストップ化を。

役場で申請手続きなどをする場合、複数の課にまたがることもあり、課の連携がないと何度も来庁しなければならないなど二度手間になることがあります。特に、死亡後の手続きは多岐にわたります。土庄町では関係課が連携し、おおむね一度の来庁で済むように努めているとのことですが「おくやみ窓口」などと命名し、住民にも分かりやすく周知してはどうでしょうか。

また、大分県別府市、三重県松阪市、神奈川県大和市など「おくやみ窓口」を改善した先進事例を参考に、もう一つ上のサービスを目指せませんか。新庁舎へ

移転後、総合受付を設け、必要な事項を案内をするのも一案かと思います。

一人暮らしで来庁が難しい方や書くことが難しい高齢者もおられます。住民の負担軽減、職員の事務処理の効率化のためにも、なるべく書類を少なくし、ワンストップで手続きが行える方向を模索してほしいです。この提案に関する意見をお伺いします。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり土庄町では、複数の課にわたる死亡後の手続きの場合は、関係課で連携し、手続きに来られた方が役場内を移動することなく 1 カ所で手続きが済ませられるようにしています。

また、関係する各課で協議をして作成しました死亡時の手続きと関係課を一覧にしたチェックリストを利用しまして、手続き漏れにより再度来庁いただくことのないように努めています。

住民環境課は、入り口に一番近い配置ということもあり、手続きに来られる住民の方からのお問い合わせを受けることも多いため、適切な課にご案内、もしくは担当者と呼ぶなど、住民の方の負担軽減を心掛けています。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

丁寧な対応をされているというのはお伺いしているのですが、窓口っていうのが特に記載されてませんので、初めて入庁された方っていうのは、なかなか分かりにくいんですね。それで窓口ではないですけど、窓口とか受付っていう周知っていうのもしてもいいのかなというのが、私の意見の一つにもあるんですけど、今後はそういうことは、新庁舎になりますし、そういう考えはございませんか。

○議長（濱野良一君）

企画課長 椎木孝君。

○企画課長（椎木孝君）

鈴木議員の再質問ですけれども、新庁舎になった時点で総合窓口ということでございますけれども、先ほど住民環境課長が説明したように、現在の時点で各課と連携を取り、チェックリストも作成した中で、住民サービスの低下にならないような形をとっております。窓口の表示という部分は、考える余地はあるかと思いますが、新庁舎になった時点での総合窓口ということにつきましては、土庄町の行政規模といいますか、そういうところから考えて総合窓口を設け

るということにつきましては、新庁舎になりましても現在は考えておりません。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

やはり慣れてない方は、どこの窓口に行ってもいいか分からないのか、ちょっとうろうろ、事実私もちょっと困ったこともございますので、そのあたりもちょっと、今後の検討課題として引き続きお考えいただけたらと思います。

では3つ目、保育所の職員に慰労金の支給を。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、政府から一斉休校の要請が出され、3月から6月までの3カ月間、小・中学校が休みとなり、世間は大変な混乱に陥りました。

そのような中、保育所などは通常どおり開園し、業務を継続しました。感染の不安を抱え、なおかつ普段以上に子どもの体調管理、園内の掃除、消毒などに神経を使い続けていると想像されます。

病院、介護など社会生活維持に欠かせない職業についている方々を「エッセンシャルワーカー」と言いますが、保育士もその中の一つであります。医療従事者、介護従事者には国から慰労金が出ていますが、保育士など保育所で働く職員には出ていません。岡山市、倉敷市、愛知県などは自治体独自に慰労金を支給しています。土庄町も検討をお願いしたいと考えます。その場合、対象者は何名になりますか。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、保育所等の施設については、今までにないさまざまな業務が加わっていることは承知しております。

また、行事等の運営においても感染リスクを最小限にとどめるため、実施日を分けたり、消毒作業等入念な準備が必要になってきていることも認識しております。

鈴木議員ご指摘のように、そのような保育士等の職場環境に配慮して、岡山市や倉敷市、また愛知県などは「感染リスクがゼロでない中、子どもの居場所を確保してもらっている」として、自治体単独で慰労金を支給しています。土庄町においても感染リスクの高い職種の中には、保育士等も含まれると考えますが、慰労金を支給するためには、コロナ禍で従事する他の感染リスクの高い職種の方も対象者として考慮しなければならないと思われます。

今後は、小豆島町をはじめ、他の自治体の対応に注視しながら、慎重に支給の

必要性を考えていきたいと思います。

なお、町内のこども園、保育所等で働く保育士、その対象者になる方の人数は、109 人となっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

私もその点が、ごみの収集車の方ですとか、いろいろ広がりはあると思うんですが、その 3 月から 6 月までの学校が一斉休校で休んだときにも保育士さんたちは通常どおり、ていうか余計厳しい中働いてくださっていましたし、何よりも平たくいえば臨時の方々もたくさんおられまして、その方々にぜひこの、なんていうんですかね、慰労、お願いを考えているので、ぜひ前向きに検討をお願いします。

では 4 つ目、最後に、町長の自己破産の経過について。

8 月に 8 つの会場で自己破産に関する町長自身の説明会がありましたが、出席できる人も限定的で少なすぎ、いまだに住民から疑問や不満の声を聞いています。町長には、その住民の声が届いていますか。

また、自己破産に関する債権者との調停が 12 月と聞いておりますが、現在どうなっていますか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

8 会場でしました。先ほど岡本議員のときにもお話したようにですね、「なぜ今なの」という声もありました。コロナ禍の中でですね、じゃ次いつっていう話もなかなか難しいと考えています。で、先ほども言ったようにですね、なんか中身が不満とか、結局これは僕個人のこと、また家族のこと、家のことであれば、1 から 10 まで全てお話をさせていただきたいと思っておりました。ところがこれは、先ほど言いましたように、組合の破綻で、それには多くの方の出資者、また事務方の方、保証人の方、たくさんいらっしゃいます。そういった方たちの生活もあり、個人情報保護という観点からですね、ちょっとこうぼやけたような話、説明になったかも分かりませんが、なかなかですね、こういう世の中の中、その個人に限定されるような話は難しいかなと。僕自身のことは、もう当然オープンにするべきだと思っておりますから問題はないんですけども、そのあたりちょっとどちらかというと奥歯に物が挟まったような、そういう言い方になったかも分かりませんが、そういう状況です。

それと議員の皆さまに前々から話していたと思うんですけど、とにかく今回のこの件については、約 2 年かかるっていうふうに言われております。なので、

12月については、行って話があったと、その程度でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

もちろん個人情報なので、全部明確にっていうのは難しいとは私も思ってるんですけども、やはり町長が個人的なことなので行政に支障がないって断言されてましたけど、現実問題、灘山の件ですとか、もう取引先の方が信用できないっていうふうにはっきり言明してて、町政に多大なる不都合が出てるっていうのが現実なんですね。ですので、より一層お言葉ではおっしゃってますが、信用の回復に向かっていてとちょっとなかなか思えないので、もっとほんとに町民に真摯に向き合っている姿勢をご自分で発信してほしいと私は思います。以上で私からの質問は終わります。

○議長（濱野良一君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

4番、三木です。通告書に従いまして、2点質問をいたします。

まず1点目、河川管理の必要性についてであります。

土庄町には県河川管理並びに町河川管理がありますが、その多くは維持管理ができていないため荒廃し、地区住民のボランティア活動だけでは全く手に負えなくなっているのが実情であります。手つかずの荒廃河川は景観を損ね、鳥獣害、とりわけヌートリアのすみかになり、イノシシの移動経路にもなっております。また、台風等の大雨のときにおきましても、河川の流れをせき止め、災害を引き起こすことも懸念され非常に危険であります。

そこで提案ではございますが、道路維持管理と同じく河川維持管理費の中で、草刈費用の予算化を踏まえ、大まかな雑草、雑木の除去を計画的に行い、その整備を行った、実施した河川については、地域住民との協働でその後の河川管理を行っていくべきと考えます。そこで4点ほど質問をいたします。

まずはじめに、土庄町における県管理河川、町管理河川はどのぐらいあり、その現状についてどのような認識を持っておられるかお伺いいたします。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

県管理河川のほうは10河川、総延長約18km、町管理河川118河川、総延長約55kmであり、町管理河川は、全ての河川現況を把握しきれていないところ

です。また、県及び町管理河川では、日常的なパトロール及び出水期前には職員による目視点検を行うとともに、住民からの情報提供により対策が必要な箇所につきましては、適時修繕及び雑木の撤去等を行っておりますが、町管理河川については、箇所数が多く全て対応できていない状況でございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

はい、ありがとうございます。

河川管理の一番の目的は、町民の安全の確保であると考えます。町の管理河川は、小規模河川が主ではありますが、集落の中を流れる河川もあります。管理を怠ると災害を引き起こす危険性も高くなりますので、計画的な整備を行っていただきたいと思います。

次の質問ですが、河川管理を適正にすることにより、景観の回復、鳥獣害被害の減少等の効果があると思われませんが、今まで関係課、農林水産課、商工観光課等関係課と協議したことはございますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

特に関係課との協議を行ったことはございません。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

冒頭でも言いましたが、荒廃河川は景観を損ね、鳥獣害のすみかとなり災害の危険性を高めます。逆にいえば、河川を適正に維持管理することによって、それらの問題を少しでも解消することができることになり、非常に効率的な良い政策になると考えます。行政特有の縦割りの考え方ではなく、各課にまたがる横断的な見地に立って、取り組んでいただきたいと思います。

次に 3 つ目の質問でございます。県が行っているパートナーシップによる河川管理についての説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

県が行っておりますパートナーシップは、「リフレッシュ香の川パートナーシップ事業」と申しまして、地域住民などの団体が自発的な意思のもと、香川県が管理する河川の一定区間において、清掃などの美化活動や愛護活動等を実施し、また県と市町はこれらの活動を支援し、県民と行政が協働して、河川の環境美化、

保全等を図ることを目的としております。

パートナーはおおむね 20 名以上の団体とし、役割として年間 2 回以上の活動を行い、かつ 2 年間以上継続することが必要です。

この活動に対する支援としましては、県は清掃用具の提供、ボランティア保険への加入費用の負担などの支援を行い、また町は活動により回収された一般ゴミの処理等の支援を行っているところでございます。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

はい、ありがとうございます。

私は、この事業を土庄町としても取り組んでいただきたいと考えております。今、地域で抱える諸問題を少しでも解消するためには、行政だけの力ではできません。地域の住民の皆さまの理解を得て、地域と行政が協働して対処していくことが各分野で求められております。その一つの政策として、町河川パートナーシップ事業をぜひとも考えていただきたい。要望いたします。

最後に、県管理河川、道路等の整備については、地域の要望を町が取りまとめ町より陳情を行い、県が実施していくべきと考えておりますけれどもそれによろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

地域の要望は町に要望書等を提出いただきまして、県施設につきましては県に要望書を進達していくような形になります。その後、地域の要望者の方及び県担当課とともに、現地を確認及び対応方法を協議しまして、対応方針を決定しているところでございます。

地域住民などの団体が自発的な意思のもと、県民と行政が協働してできる範囲を超える部分に関しましては、今後とも県担当課と協議し、計画的な修繕をお願いしていきたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

地域の要望は、町が取りまとめ県に進達をしていくということで確認をいたします。

一例を挙げますと、殿川、伝法川は県管理河川ですが、川幅も広く、延長も長いため、地元自治会のボランティア活動では、全く手に負えない状態になっている箇所もあります。また、地域も肥土山、黒岩、上庄、湊崎にまたがっておりま

す。今後県に対して計画的な河川整備を陳情するときには、やはり町が中心となっていていただくことを強く要望いたします。

町民は、やっぱり顔の見える町職員を頼りにしております。今後も町のため、町民のためを第一に考え職務に励んでいただきたいと思います。以上で 1 番目の質問は終わります。

続きまして 2 つ目の質問に移ります。

不燃ごみ最終処分場並びに汚泥再生処理センター建設計画は長年にわたり、わが町最大の懸案事項でございます。最も町民の方々が関心を持っておられる事業であります

昨年 10 月より灘山地区において土地交換協議を行い、建設する計画が進められておりますが、いまだ具体的な進展が見られない状況でございます。

三枝町長は、6 月 3 日の閉会中委員会において、この計画の断行は年内には決断をすると発言し、8 月の住民説明会においても、年内には土地交換協議が成立するとの説明もしております。

ところが 11 月 26 日の教育民生常任委員会では、再度慎重に協議を重ね、その決断を 3 月末まで先延ばしする旨の発言をしております。これは今までの執行部からの説明とも明らかに矛盾をしております。三枝町長は、町民からの信頼が最も求められる行政の長として、約束どおりこの 12 月議会において、町としての計画の決断を行い、町長自ら町民に対し、この事業の方向性を公表すべきであると考えます。

そこで 4 点ほど質問をいたします。

まず、灘山地区建設計画の現在に至る経過と現況の説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

1 点目につきまして、土庄町の一般廃棄物最終処分場建設計画は、平成 29 年 7 月から馬越地区において、また、汚泥再生処理センターについては、平成 29 年 10 月から北山地区において地元協議を進めてまいりましたが、平成 31 年 4 月に北山地区、令和元年 5 月に馬越地区について断念する結果となりました。

そのような中、次の候補地の選定にあたり、令和元年 6 月 14 日に土庄町施設整備推進会議を設置しまして、環境衛生事業について調査及び検討を進めてまいりました。

第 2 回会議において、土庄町土地開発公社の土地との交換について協議を行い、最終的に令和元年 10 月 24 日付で、土庄町施設整備推進会議から、町長に対し、土庄町土地開発公社所有地について、近隣所有者との土地交換協議を行い、

施設の建設が可能な場所において、施設を整備するものであることについて提案がありました。これを受けまして、地権者に対しまして、土地交換の協議についてお願いをいたしましたが、これまでの諸般の事情などから、協議については難しい状況に至りました。

しかしながら、令和２年１０月２２日に、町長、土庄町土地開発公社前理事長で東京の地権者へ訪問し、交換についてお願いをいたしました。灘山地区での建設計画につきましては、現在、地権者からの返答を待っている状況でございます。以上でございます。

休憩

○議長（濱野良一君）

すみません。少し確認のため、少し休憩をいただきます。

休 憩 午前 10 時 41 分

再 開 午前 10 時 42 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

休憩

○議長（濱野良一君）

すみません。少々お待ちください。

休 憩 午前 10 時 42 分

再 開 午前 10 時 44 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

大変申し訳ございません。先ほど言いました 11 月 26 日の教育民生常任委員会と言いましたが、12 月 1 日でございました。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

それではただいまの経過説明の中で 3 点ほど質問をいたします。

まず 1 点目、今までこの計画調査にあたりどれくらいの調査費、経費を要したか報告を求めます。

2 点目、現時点において地権者の返事待ちということでございますが、先日の

委員長報告では、もうユアサ商事というお名前が出ておりますので、ユアサ商事さんとの交渉経過について公表できる範囲でもう少し詳しくお願いいたします。

3点目、もう一つの交換協議の相手方でございます成和商事さんとは、どのような協議になっているか説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

三木議員の再質問についてお答えいたします。まず、1点目の今までの計画にあたって、どのぐらいの調査費、経費を要したかというご質問でございますが、馬越地区につきましては、測量業務、計画支援業務、地質調査業務、不動産鑑定評価業務、補償調査業務などで約9600万円支出しております。

また、北山地区につきましては、同じく調査測量業務、地歴調査業務、補償調査業務などで約2100万円支出しております。

次に、2点目のもう少し詳しく経過の説明を求めるということにつきまして、町長と前土地開発公社理事長とで地権者へお伺いいたしまして、過去の裁判についてのお詫びと説明をしたとのことで聞いております。そのときに、土地全体の清算の話があり、土地の交換の判断はユアサ商事では現時点ではできないということでありましたが、所有権移転前の年内であれば可能かどうか土地の譲渡先と協議をしていただき、年内にご返事をいただく予定となっております。

3点目の成和商事さんとの協議は、どのようなになっているかというご質問につきましては、成和商事さんとの協議は難航しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

1番目の質問についてですけれども、非常に多額の1億以上の財源が現在無駄になっております。今後は、同じ失敗を二度と繰り返さないような確実な計画のもと、動いていただきたいと思います。

それから2番目につきまして、説明ではお詫びに行ったという話になっております。裁判についての謝罪と土地交換の協議をお願いに行ったとの報告でございます。時間は多くありません。今後の返答待ちではなく、向こうの返事を待ってるという話ではなく、町として礼儀を持って積極的に交渉していくべきと考えます。

3番目の回答でございますけれども、この計画を進めるにあたり、一方の当事者である成和商事さんにもユアサ商事さん同様、町としての責任と礼儀を持って交渉していくのが常識であると考えます。三枝町長、申し訳ございませんけれども早急に動いていただきたいと思います。

次に、2つ目の質問に移ります。

コロナ対策、庁舎建設等、多大な財源負担が強られる中、灘山建設工事を進めた場合、町財政はどのような状況になるか、予測しているかお伺いいたします。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

三木議員の2点目のご質問についてお答えいたします。

町の財政状況は、中期財政計画から見まして、非常に厳しく、計画全体の見直しは必要だと考えています。土地交換の成否にかかわらず、建設規模、時期、コスト面全てについて見直しの検討をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

財政状況の予測につきましては、この後で質問されている議員さんもおられますので、財政担当課より詳しくお願いいたします。

事業担当課として、今、全部にわたってもう一度見直しを、この時期において見直しをかけるというようなお話でございますが、明確な答弁がないのは残念というより、非常に町民として不安でございます。我々の生活に直接影響を及ぼす事業ですので、町民に対し、明確で確実な計画を早急に示していただきたいと要望いたします。

次に3番目の質問として仮にですけれども、土地交換協議が不調に終わり計画変更をしなければならない事態が起きたとき、今現在、代替えの案を持っていますか。説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

三木議員の3つ目のご質問にお答えいたします。

仮のご質問につきましては、ご答弁できかねますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

土地交換協議が確定されていない現時点で何も言えないのは、交渉相手のこともございますので理解をいたしますが、この状態を招いたのは執行部の動きの遅さにあると思っております。全てが執行部の責任とは考えておりませんが、

町が一番に考えなくてはならないのは町民の利益であると考えます。多くの町民はこの問題に関しまして、大きな不安と関心を抱いております。今回は町民が納得できる腹案を持っていることを期待して、深く追及はしませんが、行政としての責任をきっちりと果たしていただきたいと思います。

次に、4つ目の質問をします。

今後の事業計画遂行に関し、どのような協議形態を経て進めていくか説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

三木議員の4つ目のご質問についてお答えをいたします。

今後の事業の進め方につきましては、土地交換をすべきというご意見をいただき、現在、地権者からのご返事を待っている状況ですので、執行部から議員の皆さまへ報告し、ご理解を得ながら、より町民の皆さまに有益な計画で進めていきたいと考えます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

その答弁でございますけど、議会のほうに報告をしていくというのであれば、今までと同じ進め方ということになります。

しかし、この1年間、施設整備推進会議の提案に基づき、計画を進め、また土地交換交渉も委員に任せきりで現在に至っていると聞いております。委員の方々は、一生懸命動いていただいたと思いますが、結果的には何も進まなかったのが現実であります。

また、灘山土地取得の際の土地開発公社借入金返済の協議も今から進めなくてはならないと考えます。

そこで、最後に町長にお伺いいたします。町長は、現時点においてこの最終処分場建設計画を進めるにあたり、どのような考えを持っておられ、町民の不安を取り除いていくのか答弁を求めます。もう一つ、今後この計画を進めるにあたり、執行部と議会で協働しながら進めていく方向に転換する考え方はございませんか。お願いいたします。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、三木議員の再質問にお答えしますが、一般廃棄物最終処分場については、当然住民の生活に必要であるとは認識しております、当然。場所等につい

てはですね、今後とも慎重に調査、判断していきたいと思っておりますし、より最終的にですね、より町民の皆さんの、さっき、三木課長言ったように有益な計画、有益なことになるような、そういったことを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

そしてもう 1 点ですけども、今後執行部と議会の皆さんにお諮りしてということでございます。土庄町施設整備推進会議っていうのがありますけども、当然そこについては灘山での建設の提案をいただいております。当然いただいておりますので、その後はですね、やっぱり議員の皆さん、また、執行部と一緒にあってですね、どういう形が一番いいのかというのはお諮りして進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

はい、ありがとうございます。ただいまの言葉は、私にではなく町民に対して町長がお約束をしたというふうに受け止めております。

最後に、町長の決断は、町の方向性を決めるものであり、町民の町長への強い信頼があって成り立つものであると思っております。三枝町長がこの町のトップリーダーとしての責任と信念を持った決断をしていただくことを願いまして質問を終わります。ありがとうございました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩をいたします。休憩時間は、10 分でございます。再開は、11 時 4 分となりますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前 10 時 55 分

再 開 午前 11 時 05 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

1 番 茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

1 番、茂木です。3 点質問させていただきます。

1 つ目です。SDGs と気候変動に対しての取り組みをということで質問いたします。12 月 18 日現在、政府はすでに 2050 年温室効果ガス実質排出ゼロ宣言を打ち出し、2030 年代半ばにはガソリン車新車販売禁止も打ち出しています。全国の先進自治体や議会では、ゼロカーボンシティ宣言を出す。これは、善通寺市ですね。気候非常事態宣言を出す、SDGs 未来都市に応募するなどの行動をして宣言をしています。SDGs などの観点、これからの自治体の経営上、避けて通れない不可欠な経営戦略と思われます。

執行部や町長は、このことについてどのような問題認識でいらっしゃるのか町としてのビジョンを示していただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

茂木議員のご質問にお答えいたします。

SDGs は「持続可能な開発目標」と呼ばれ、2015 年 9 月にニューヨークの国連本部で採択された、持続可能な世界を実現するための 2030 年を期限とする 17 の開発目標です。

日本では、2016 年 5 月以降、年に 2 回「持続可能な開発目標推進本部会合」が開催され、経済、社会、環境の分野で施策が進められています。

香川県では、県政策運営の基本指針である「新せとうち田園都市創造計画」の 72 施策と SDGs の関連性について整理を行い、計画の推進に取り組んでいます。

本町におきましても、各種の計画などで施策の関連性を確認していきたいと考えます。

本町での取り組み事例としまして、本年度、地球温暖化対策実行計画の策定を小豆島町と共同で進めております。地球温暖化対策推進法第 4 条においては、地方公共団体の責務について、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進することなどが定められています。

この計画では、温室効果ガス排出抑制等に関する施策、対策として、再生可能エネルギーなどの利用促進、温室効果ガスの排出を低減するまちづくり、環境にやさしい省エネ型ライフスタイルの促進、資源を大切にする循環型社会の構築、環境学習を担う人材の育成、確保の事項を挙げています。本計画推進に向けて、住民、事業者、両町が連携しながら、取り組みを進めていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

小豆島町さんと一緒に地球温暖化対策実行計画などについて、一緒に協力関係が築けていただけていることは素晴らしいと思いますので、ぜひ、その方向で推進していただきたいと思います。

グレタ・トゥーンベリさんは、大人は子どもたちの未来を盗んでいるというふうにおっしゃっています。2030 年、2050 年となると今から 10 年後、20 年後、30 年後の未来となります。今の土庄町の人口は、これから半分になっていくと言われています。そういった中でこれからのビジョン、町としてのビジョンを改めて町長にお尋ねしたいと思います。

こういった SDGs 気候変動に対しての取り組みの中で、町長の町としてのビジョン、これから 20 年後、30 年後どうなっていくか、町としてどうしていくかをお教えてください。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、茂木議員の再質問にお答えしますが、おっしゃるようにですね、人口はたぶん減っていくと思います。当然、小豆島 2 町しかありません。小豆島町と連携しながらいくんですが、30 年とかいう数字になると、その先になると分かりませんが、ややもすると一つになる可能性もあるとは思いますが。

それと SDGs のことで排ガスとかありますよね。再生可能エネルギー、これは本当にあの何年前でしたっけ、7、8 年前かな。あの豊島の向こうの島がですね、火事になりそうになって、小豆島全体がもう電気が来なくなる可能性があるという事件がありました。それはうまく回避はしたんですけども、そういったことも含めてですね、中国電力さんだけに頼らずに小豆島の中の、地産地消じやな

いんですけども、中でなんか完結できるようなことも徐々にはやっば考えていく必要があるのかなと。あといつ起こるか、災害もそうですけども、あと地震なんかもですね、30 年以内には起こる可能性が高いとか言われております。そういったのにも当然対応するべく両町、特に消防、両方でやっていますから、あと焼却炉も今度、中間処理もするわけなんで、そういった両町で、もうすでにやっている事業もあります。そういったのをこれから拡大する意味も込めてですね、これからやっていく必要があるのかなと思いますので、当然 20 年後、30 年後見据えて、見据えるということは今やらないと 20 年、30 年後はありませんから、そのあたりを逆算しながら、やっていく必要があるとは思っています。今後、そういうことで考えていきたいと思っています。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

ただいま、町長より今の段階でのビジョンについてお話しいただきました。そうですね、防災であったり、そういったことも非常に大切だと思います。これからですね、そういったサステナブル、持続可能な地域経営、自治体経営というのが非常に大事になってきます。これは自治体に限らず、民間の企業においても持続可能なことを心掛けているかどうかによって、消費者に選ばれるかどうかというのが民間企業においても大事なことになっていきます。

ですので、こういった社会になっていくと、これからの方向性はこうなっていくというのを示すというのが、町の、私は役割だと思っています。

先ほど申し上げたようなゼロカーボンシティ宣言を出す、気候非常事態宣言を出す、あるいは SDGs 未来都市に応募するなどの分かりやすい宣言や行動も町民の皆さんにこれから町がどうなっていくのか、どういったところに投資すべきなのかというのを、民間企業の皆さんにも示していく意味もあると思います。

そういった取り組みについて今後、例えば検討していただける可能性などはあるかどうか、町長もう一度教えていただいてもいいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

当然そういう流れでですね、あると思います。小豆島町もですね、たぶんそういったことには非常に関心が高いと思いますので、一緒になってやっていく予定です。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

はい。前向きな答弁をいただきありがとうございます。ぜひ、職員や小豆島を含め、町民の皆さんがついて行きたくなるようなビジョンを、リーダーシップを持って示していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続けて、次の2問目の質問にまいります。

土庄町の財政悪化に対策をとということで、中期財政計画、令和元年度と令和2年度のものを見る限りですね、地方債の現在高は年々増えており、令和2年度の予想で130億、財政調整基金は年々減っており、令和2年度で17億になると見込まれています。

土庄町の財政は、早期に対策が必要な状況のようにも読めますが、事業仕分けなど適切な行財改革が必要な状況ではないかと思うのですが、今後の町政運営の方針についてお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

茂木議員のご質問にお答えいたします。

先般、令和3年度から7年度の中期財政状況の見通しを取りまとめたところ、令和7年度末におきましては、財政調整基金残高が約8億円程度まで減少する見込みとなりました。

大きな要因としましては、人口減少に伴い、税収をはじめその他の収入が減少する一方、社会保障経費、普通建設事業費及び公債費の増加による財源不足に対応するため、財政調整基金を活用することに起因するものでございます。

今まで以上に厳しい財政状況となる見通しである中、徹底した事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うとともに、アウトソーシングの活用などによる歳出抑制を図りつつ、事業の費用対効果、実施時期の再検討、規模の見直しを行ってまいります。

また、先ほど町長より答弁がありましたとおり、利用見込みのない町有地の売却、ふるさと納税制度を活用した寄附金の増収を図ることによりまして、自主財源の確保も行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

ただいま、執行部の見解を聞かせていただきました。

まずはですね、夕張のように財政破綻を危惧するほどの最悪な状況ではないということは、私も理解している上での質問となります。ただですね、財政状況はやはり少しずつ悪化はしてきており、町として自由に使えるお金は、ここ10

年間やはり厳しい状況になってきていると思います。

そこで町長にお尋ねいたします。町長の在任中の 7 年間でこういった財政状況になっている部分があると思います。もちろん必要な公共工事などがこの期間に特に重なってしまったという期間でもあるとは思いますが、町長としての財政の認識、現在のものですね、お聞かせいただければ幸いです。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、再質問にお答えします。

平成 26 年からです。その当時も潤沢とは言えず、それなりにはありました。徐々にですね、いずれにしてもずっと右肩上がりで増やしてはきました。今回、特にですね、熊本地震がありました。そのときに緊急防災減災事業債というのが延長になるということを聞いてですね、よくよく自分の町考えてみると、この皆さんが今座っているこの建物がですね、昭和 46 年です。ということは来年でちょうど丸 50 年になります。その話が出たのが 3 年ぐらい前ですかね。熊本地震があった。そのときに緊急防災減災事業債を活用するのであれば、令和 3 年度末までに完成もしくは着手しておればいけると。

合併してない町なので、新規に、例えば今後、緊急防災減災事業債なく、新規にやるといって、ほとんど町の出費になります。だけど、そういう状況がちょっとあったので予定外ですね、じゃこれやってみようと、今しかやれる時期がないということですね、執行部と話して急遽、建設。だから、その分がちょっと余分になって、これが 10 億ぐらい余分にいるんですかね。だから、その分でボーンと 10 億ぐらいなくなるんですけれども今後ですね、先ほどから鳥井課長も話したようにふるさと納税であったりとか、あと遊休地をうまく売却ができたりだとか、あとスクラップ・アンド・ビルド、ほんともうやらないといけないんだけど、もっとこう縮小できるような、そういうことできないかなとか全部見直しが必要になってくるのかなと思います。

できるだけですね、一桁にならないようなそういう努力を続けながらいきたいと思っております。10 数年前、一時期、一桁のときがありました。そういうことにならないようにできるだけ知恵を絞りながら、投資をしていきたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

新庁舎など緊急防災減災事業債を活用しての事業というのは必要なものだったと思いますし、あのタイミングでやっておくべきだったと思います。

これは、私の意見になりますが、町の経営で重要なことは限られたリソースをどこに集中的に投下するかということだと思います。

リソースとはヒト、モノ、カネです。ふるさと納税に力を入れやすいように職員の人員配置、あるいは新しく室を作ること、これからのウィズコロナの時代において、移住を含めて幅広く、豊島や小豆島に幅広く移住しやすいようにサテライトオフィスやワーケーションなどの環境も含めた環境整備、兵庫県明石市の泉市長がやっているように子育て支援策に力を入れることでその結果、コドモミクスで人口が増え、経済が回復しているという事例もあります。

こういった事例を取り込みながらですね、やっていくことで人口減少というのは、改善できる見込みがあると思うんですが、町長に改めてお伺いしたいんですけど、この中期財政計画の大前提にあるのは、やはり人口減少だと思うんですね。もちろん日本全国で人口減少は、やはり止めにくい部分はあると思うんですけども、今後の財政回復、少しでも歯止めをかけるために町長の何かさらにアイデアがあれば、お聞かせください。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

アイデアと言いますか、当然、国、県、町があつてですね、国のほうの公金であつたりだとか、これは面積比、それから人口で決まっています。ただですね、いろんな公共施設が当然、老朽化していつてますので、だいぶ更新しましたけど、だけどその公共施設もいるかいらないかも判断しながら、もしするのであれば過疎債じゃなくてですね、辺地債をできるだけ借りるような。辺地債も各県で枠が決まっております。だから、これをいかにこの土庄町にその年に広く、たくさんいただけるかっていうのは当然、県との協議っていうのが必要になってくると思いますので、今まででも茂木議員にも説明してきたと思いますけども、やはり民間と違って100億あつても100億払うわけじゃないんで、実際は。辺地債、過疎債借っておれば3割負担ですから、100億あつたら、70億は入ってきてそれで払っていくということなので。全部これだけ借金があるって、当然そうなんですけども、国のほうからそれだけ分いただけるということで、そういった率のいいやつ、過疎債じゃなくてできればほんとは辺地債ですね、2割負担。こういったのをうまく活用できるような方法、また、いろんな新規事業でですね、国のほうもいろんな所に補助金を出してます。ただ、その補助金の率もできるだけ高い率、しかも、その事業っていうのが土庄町にとってしなくてはならない、そういったのを探しながらですね、執行部と一緒に、アンテナを高く上げながらですね、進めていくということが一番肝心かなと思っております。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

町長に答弁いただきました。そうですね、ちょうど本日、昨日だったかな。事例があったと思うんですけど、東かがわ市さんのほうでわくわく課というのが創設されたというのがあったと思います。民間の方に課長さんをしていただいて、民間事業者の力を借りながらやっていくという事業ですね。

そういったものであったり、あるいは今、その公共施設の利活用、遊休不動産の利活用っていう話もありましたけれども、そういったところに職員の皆さんに、よりこういろいろな兼務でやはりいろんな業務を抱えている状況だと、何かしらやるべきことがあっても、職員の皆さんが動きにくいという状況があると思いますので、そういったのを動きやすい形に編成していただくと自主財源が少しでも増えて、例えばこういったコロナの状況、あるいは防災のときに独自支援が国のプランを待たずとも、やはり早期に打つことができます。後々でその他の自治体さんがやってから支援を打つっていうのは、どうしてもやはり町民の皆さんにとっては、少し印象がちょっと遅れているなっていうふうに思われてしまうんですね。そういったのが早く打てる独自支援を自分たちで考えて打てるような財政構成にしていくことは、やはり必要なことだと思いますので、今後、ぜひいろいろなアイデアを集めながらやっていただけたらと思います。難しい運営をお願いいたします。

最後の質問にまいります。

3 つ目、デジタル化と行政手続き改革についてです。

国においては、河野大臣や平井大臣によりデジタル化や押印文化の廃止、それに伴うオンライン手続きへの移行など、行政手続き改革が着々と進んでいます。

2 つ順番にお尋ねいたします。1 つ目は、デジタル化に関する土庄町の方針をお教えてください。

○議長（濱野良一君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

茂木議員のご質問にお答えいたします。

行政のデジタル化が目指すところは、住民サービスの充実であり、また効率化によって自治体職員の働き方改革が進められることもメリットと考えております。地方公共団体の事務の多くは、法律等で定められたものでありまして、処理要件、処理過程も決まっているものについては、国、県、市町の関係において共通のシステム等の構築によりまして、相互の利便性及び行政運営の効率化が期待されるところでございます。

しかし一方で、ネットワーク化することによってセキュリティ水準を高く設

定する必要も生じ、安定した安全な運用のために高い水準の保守費用等が発生するということも考えられます。

町のデジタル化施策の一環として、現在建設中の庁舎にはカードキー等により入退庁管理、職員の出退勤管理についてシステムを導入し、デジタル化を進める計画でございます。また、情報通信網の整備として、議会が進めておりますタブレット議会の Wi-Fi 環境を整備するため、本定例会補正予算において提案しておるところでもございます。

また、将来的に行政のデジタル化は、地方自治体が単体で進めるより、国、県、他市町と連携の取れた展開がより重要と考えられます。住民のニーズや行政のニーズ、セキュリティの確保等の目的に応じて、優先順位や基準を考えながら国が積極的に支援を行うことで、デジタル化への移行もスムーズに行えるものと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

新庁舎において Wi-Fi 環境が整うことは、今後のオンラインでの会議や研修が予想される世の中において、環境整備として不可欠なことと思います。

ぜひ、世の中の流れに遅れを取らないよう整備をするとともに職員の働きやすい環境、住民に利便性の高い環境を、先を見据えながら整備をしていただきたいと思います。

続きまして、2 つ目です。

デジタル化が進む中で土庄町の行政手続きについて見直しや点検を行うタイミングに来ていると思いますがどうでしょうか。

例えば、役場に提出する申請書類、私の場合だと例えば、保育所関係の書類などについては毎年、同じ住所、名前を記入し、何度も用意して提出しなければならない場合があります。

福岡市のように国に先駆けてハンコレス、ハンコがない状態を進めて 3800 種類の申請書類を見直している自治体もすでにあります。執行部と町長の今の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

企画課長 椎木孝君。

○企画課長（椎木孝君）

茂木議員のご質問にお答えをいたします。

現在、国では、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置されております規制改革推進会議におきまして、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制、制度見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面

主義に関する官民規制、制度や慣行の見直し、今後について取り組んでいるところでございます。

国の法令等に基づきまして地方公共団体が実施する手続きにつきましては、法令等所管府省におきまして、規制改革推進会議資料で示されている対応方針にのっとり、国の緊急対応等につきましてガイドライン等を地方公共団体に発出するとともに、必要な法令等の見直しを行うこととされております。

地方公共団体が独自に実施する手続きにつきましては、各地方公共団体において、ガイドラインや国の取り組みに準じた対応を実施することが考えられると示されてもいます。

また、茂木議員ご指摘のとおり、福岡市におきましては、単独で見直し可能な申請書約 3800 種類について、全て押印不要とし、このことを受け河野規制改革大臣が福岡市などの事例を参考にマニュアルを作成して、各自治体に配布していきたいということも述べております。

本町におきましても、書面規制、押印、対面規制など行政手続きにおける見直しを行うことは、新型コロナウイルスの感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しの効率化が図られ、行政サービスの効率的、効果的な提供に資するものと考えておりまして、国、県等の動向や、また各府省からの発出されるガイドライン、この内容も踏まえて、各課におきまして手続き業務等の見直し、また適切に対応し、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

茂木邦夫君。

○1 番（茂木邦夫君）

国の動向を注視しながら、ぜひスムーズに改革を推進していただきたいと思っています。

なお、福岡市の場合ですが、就学援助申請書、保育所等入所手続き関係の現況届、教育・保育給付認定申請書など、先ほど私が申し上げたような書類に関しては、市の裁量で脱ハンコができる書類となりますので、その書類からハンコ欄がすでになくなっているということで、これは国だったり他の法律に基づかないものです。

こういったものについては、国のマニュアルを待つまでもなく、土庄町においてもフォーマットを変更することができるそうです。確認が必要とは思いますが、こういった書類が町の中でもないか各課で検討して進められると良いかも知れません。

また、そもそもオンラインで書類を提出できるようになれば、平日の昼間に公民館や役場に来る必要もありません。ワンストップではなく、ノンストップ、オンラインだけで完結する仕組みを福岡市さんも目指しています。

以上でですね、1つ目、2つ目のSDGsなどの質問とも関わりますが、国に先駆けてですね、先進的な取り組みを行っていく自治体、地方自治体というのは、市民、町民の皆さんに一番近い地方公共団体になります。そういった自治体が先進的な取り組みを行っていくことが、より先進的な人たちを土庄町に呼び寄せ、魅力的な町となり、それが人口増加につながり、それが財政悪化を食い止めるということにつながっていきます。

ご苦労があるとは思いますが、前例がないことにも積極的に挑戦をしていただいき、ぜひ、前向きな土庄町をこれからつくっていただければと思います。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（濱野良一君）

11 番 木場隆司君。

○11 番（木場隆司君）

11 番、木場です。私のほうから2点お尋ねしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、鳥獣害対策と農業振興についてであります。

令和2年度、町長の施政方針で農業施策の面で有害鳥獣被害対策として、箱わなの貸し出し、電気式及びワイヤーメッシュによる侵入防止柵設置に対する補助により、被害軽減に取り組むということでありましたけれども、その効果のほどはどうか。また、被害は減ったのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

木場議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣被害対策における効果についてでございますが、自治会、農業耕作者、猟友会等のご協力により、有害鳥獣の捕獲数は年々増加しており、昨年度は2500頭余りの捕獲数となっております。本年度につきましては、11月末現在で昨年度より3割程度少ない捕獲数となっております。

現在まで有害鳥獣被害対策として補助してきた整備実績については、ワイヤーメッシュ整備が約18.4km。うち、地域が取り組み整備した地域整備事業が約12.7km。農業者が取り組み整備した圃場整備事業が約5.7km。対象面積は約82.6haとなっております。

次に、電気柵整備事業が約22kmで、全て補助整備という形になっております。対象面積は約14.7haとなっております。

次に、ワイヤーメッシュの上に電気柵を取り付けた複合柵整備につきましては約11km、全て地区整備という形になっております。

ご質問の被害額については、毎年、農業共済組合と農業者からの報告により集

計しておりますが、平成 25 年度以降は、減少傾向にございます。平成 25 年度の被害額が約 3300 万円であり、令和元年度の被害額は約 83%減の約 550 万という形になっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

木場隆司君。

○11 番（木場隆司君）

有害鳥獣というのは、なかなか捕っても捕っても減らないのが有害鳥獣であります。なお一層の努力はしていただきたいと思います。

また、農業被害の件ですけれども、かなり減つとということですが、何年か前にも質問したときに、同じことを言いましたけれども、なかなか農家というのは、なんぼいうてもできん場合にはやめていく、どんどんと。やめていきますので、被害額減ったような数字になるんじゃないかというところもあると思いますので、今後とも対策をよろしくお願いしたいと思います。

もう 1 点、耕作放棄地の解消策として、オリーブの植栽事業を支援することであるが、放棄地の解消面積の実態はどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○農林水産課長（石床勝則君）

木場議員のご質問にお答えいたします。

耕作放棄地の解消面積でございますが、平成 28 年度から令和元年度までの 4 年間で約 3.5ha が解消され、今年度予定を合わせて 5 年間で約 4ha の耕作放棄地が解消されます。

一方で、県の補助事業や農地機構を利用して耕作放棄地の解消をしていただいておりますが、農業委員会が毎年調査しております農地利用状況調査によると、高齢化や鳥獣被害等の理由により農作物を作らなくなった、新たな耕作放棄地の増加面積のほうが解消面積より多い状況となっております。

町といたしましても、現状の耕作面積を確保できるよう、今後とも有害鳥獣被害対策及び耕作放棄地解消の支援を継続してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

木場隆司君。

○11 番（木場隆司君）

日本の食糧自給率は、先進国の中でも一番低くなっております。一人あたりの食糧の 6 割は、外国から入っているのが現状であります。世界の国の中には、政治的、経済的制裁措置を受けて食糧を輸入できなくなって飢餓状態にある国もあります。食糧自給率を上げていくのは、非常に重要だと考えております。耕作

放棄地の解消と併せまして農業振興のぜひとも今以上のご努力をお願いしたいと思います。

次に 2 点目でありますけれども、マイナンバーカードの普及についてであります。

マイナンバーカードの普及は、国が推し進めるデジタル改革の行政と国民をつなぐ重要な施策の一つであり、経済対策の給付金や各種手当の受け取りなどにもこのカードを使用しようとしているが、セキュリティの不安などから、普及が進んでおらず、普及率は全国で約 23%となっております。

国は、最大 5000 円のマイナポイントを付与するなど普及を推進しており、今後は手続きのオンライン化や健康保険証、運転免許証などマイナンバーカードの利用が高まっていくと思われます。

我が町の普及率はどのくらいなのか。また、町はマイナンバーカードの普及についてどう考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

本場議員のご質問にお答えいたします。

11 月 30 日現在で、マイナンバーカード普及率は、全国 23.03%、香川県 21.36%、土庄町 20.66%と全国、県平均を下回っております。国は、令和 4 年度末までには、ほとんどの住民がマイナンバーカードを取得することを想定し、各種マイナンバーカードの普及、利活用促進策を実施しています。

土庄町では、普及率向上のため、本年 4 月から月 1 回、毎月第 4 日曜日にマイナンバーカードの申請、交付など手続きの休日開庁を午前 9 時から午後 3 時まで行っており、毎回約 20、30 件ほどの手続きを受け付けています。

また 8 月には、豊島地区の住民の方を対象に豊島公民館でのマイナンバーカード出張受付を実施しました。

カード申請については、オンライン申請サポートを随時行っております。

国のデジタル化の推進に伴って、マイナンバーカード利用の幅も広がっているので、町として利用者の拡大を図っていくため、今後も広報紙などを利用し、マイナンバー制度、カードの普及について啓発を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

本場隆司君。

○11 番（本場隆司君）

普及率は全国、ちょっとぐらいい低いかぐらいのところらしいですが、マイナンバーカードの普及は、行政と住民とのいろんな関係をスムーズに、迅速にできる

のが狙いであります。ということでぜひとも、ただセキュリティの問題あるということで、不安がっておられる方もおりますけれども、その辺も十分にご理解いただいて、ぜひとも推進に力を入れていただきたいと思います。以上で私、終わります。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで換気のため5分間休憩をいたします。再開は、11時50分を予定しております。よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午前11時50分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開します。一般質問を行います。

○議長（濱野良一君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

8番、日本共産党の福本耕太です。

1つ目の質問は、プレミアム商品券についてであります。プレミアム商品券は、

全住民の購入権が保障されるまで発行するべきだという主旨で質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策として、町が実施したプレミアム商品券の第一弾で商品券を購入できたのは、全町民の 13000 人のうち、約 3000 人から 4000 人、3 分の 1 です。第一弾の抽選と先着順で購入できなかった 3 分の 2 の住民は、不公平感を抱いているはずです。

第一弾で購入できなかった住民を対象に商品券を発行し、等しく町民が購入する権利を保障するべきではないでしょうか。

最初に購入者を限定していない以上、全町民の購入権を保障し、公平性を担保する必要があると考えますが、町の考えと今後の予定を聞きたいと思います。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、福本議員のご質問にお答えいたします。

9 月議会でもご説明しましたように、今回のプレミアム付商品券事業は、商工会が事業主体となり、町がプレミアム部分を補助することで、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな打撃を受けている地元商工業者を支援するという観点から行ったものであります。ご承認いただいた予算の範囲の中で、募集の段階から数量限定ではありますが、趣旨に賛同していただける町民の皆さまにもご負担をお願いしながら、商品券を購入していただき、地元のお店をより多く利用することで、みんなで地元の経済を支えていこうというのが、当初からの制度設計であります。従いまして、国が行った定額給付金のような全世帯、全員に対して一律給付のような生活支援ということではなくて、コロナ禍で大きな影響を受けている地元商工業者を支えていくという考えのもと実施したものでございます。今回、元々の数量が 1 万冊という限定で販売し、完売したことで、1 月末までに 1 億 3000 万という金額が、地元商工業者で利用されることとなります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、教育、福祉、医療、経済などそれぞれの分野で対象をフォーカスし、支援策を講じているわけでございますが、商工観光課としましては、「地元商工業者の支援」という観点から、商工会とともに今回の実施に至ったものでありますので、なにとぞ、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今後につきましては、国の地方創生臨時交付金などの財源状況なども踏まえ、今後の動向を注視しながら、さらなる地元商工業者支援の必要性を勘案しながら、引き続き支援策について検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

地元商工業者の支援ということを目的にというふうにおっしゃられたんですけども、だったらですね、なおさら今、商品券買えてない3分の2の方の商品券を発行したらですね、地元商工者の仕事が増えますから、もっと3分の1にとどめるよりもですね、3分の2に広げるほうが地元商工者の暮らしを支える大きな役割を果たせると思います。

その点で言うたら、もうそこが間違いないと思うんですけど、私がやっぱ気になってるのはですね、一部の人たちには届いて、一部の人たちには届かないというこの不公平感は、どうしてもやっぱり免れないと思うんです。早い者競争で税金をつかみ取りするようなやり方、抽選で当たったら税金が回ってきますみたいなあり方っていうのは、やはり行政のあり方としてはおかしい。不公平感はどうしても拭えない。ということで、町としては一気にやるのは大変だとしても、何回かに分けて実施すべきだというふうに思いますけども、そこについて答弁を求めたいと思います。これ、町長もしくは総務課長に答弁求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、商工観光課長が申しましたとおり、まずもってプレミアム付商品券の趣旨というのはご理解いただけたと思います。町はですね、やはり税金を使う以上ですね、さまざまな分野、町民に対してさまざまな分野で支援をしていこうということで、これまで国の臨時交付金を活用してやってきております。このプレミアム付商品券につきましては、当初ですね、第一弾でも結局2回に分けております。最初は予約制と。そこで周知不足っていうのもございまして、売れ行きがちょっと悪かったということで、その2回目として先着順という方法を取りました。そのあたりにつきましては、やはりちょっと設計不足であったということもあるとは思いますが、このプレミアム付商品券だけではなくてですね、第3次の臨時交付金の交付状況を見まして、さらに町全体を見まして、コロナの支援策を考えていきたいとこのように思っております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

全体としての制度、全体としての支援という今話出ましたが、それは非常に大事な話やと思うんです。ただ、このプレミアム商品券についてはですね、事実

として買えてる人と買えてない人が発生して、買えてない方からはですね、「朝早うから並んだのに、前の人が何百冊も買って、自分らの番になったら 10 時にオープンや言うとしたのに、先に並んだ人だけ買えてしもて、自分はちゃんと 10 時に来て並んだのに買えなかった」というお怒りの言葉がいっぱい出てます。これ町のほうにも電話いっぱいかかってきてるんじゃないかなと思うんですけど。やっぱこの不公平感っていうのは、このプレミアム商品券独特のもんなですよ。だからプレミアム商品券で引き起こした問題っていうのは、プレミアム商品券で解決しないと、他の違うことをやったからといって、この不公平感に対する怒りっていうのは収まらないと思うんです。ですので、私個別に取り上げて、やっております。

実質ですね、計算しますとですね、残りの 3 分の 2 の住民の方全員に支給しようとした場合だったらですね、あと何倍やな、3 倍、4 億近く、3 億何千万ぐらい、4 億はいかないかな、の金額が必要になってくると思うんですけども、それに関して一気にやれとは言いません。ただ、前回買った人は除く、買えなかった人が買えるという形をきちんと取ってですね、分けてでも買える機会、権利を保障していくっていうことが必要だと思いますけども、それについてどうでしょうか。町長お答えいただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

町民皆さん平等にと。当然だと思いますが、元々ですね、鳥井課長話したように、当初 1 万冊しました。今、何回も言われたんですけど、周知不足ということは否めないとかあるんですけども、はがきで抽選っていうので 60% しか出ませんでした。そこで、当然町からも手を離れてですね、商工会さんのほうが中心になってやってた事業で、その後 40%、残り 4000 冊近く残っているので、それであれば 1 人 5 冊程度でどう、みたいな感じでたぶんやられたと思います。結果そういうことになりました。

今後ですけども、先ほど鳥井課長の話から 3 次の臨交金のことを踏まえながらですね、これをもう一度やるかやらないかも含めてですね、これから考えていく必要があるのかなとは思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

平等は当然だというはっきりとした答弁がありましたので、それに基づいてですね、きちんと臨交金にも申請して。1 回通ってますから、臨交金で。通ってますから国にきちんと申請してですね、最後までこの仕事をやり切っていただ

きたいと思います。3月議会に上程されることを期待しております。

次に、2番目に入りたいと思います。

大学等（高等専門学校）奨学金貸付制度の要件を改善すべきというテーマで質問をいたします。

今ですね、学生が奨学金を、大学とか専門学校等に進学しようとしたときにですね、奨学金を借りようとするんですね、手続きとして、学生の世帯全員の納税証明書の提出や連帯保証人の所得証明、納税証明書の提出が求められて、連帯保証人が町税を滞納していた場合、その段階でですね、学生はですね、奨学金が受けられないという仕組みになっています。多くの場合ですね、連帯保証人は学生の親、保護者になるんですけども、連帯保証人が税を滞納していれば、その学生は将来返金できないかもしれないという考えのもとでですね、貸し付けをしない今の仕組みというのはですね、あまりにも当事者を排除した考え方であると言わなければなりません。学校に合格してもお金がなくて進学を諦めなければならない。そんな学生を生まないためにあるのが奨学金です。学生本人以外の人々の理由を支給条件にすべきではありません。制度の改善を求めたいと思いますけれども、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

失礼します。それでは福本議員の質問にお答えいたします。

教育総務課所管の大学生等の奨学金につきましては、高校生が月1万円、大学生が月3万円の貸し付けを行っておりまして、現在は、借り入れ中の方が22人、卒業後返納を行っている方が10人いらっしゃいます。

福本議員ご指摘の連帯保証人等の納税証明書につきましては、貸し付けた奨学金がその後全額完納されるよう、借入者等の支払い能力を審査するために添付をお願いしております。

しかし現在、返納者の中で奨学金の返納が長期にわたって滞っている方がおられます。それを踏まえまして、平成30年度におきまして滞納が発生しないように制度の見直しも行ったところです。教育委員会としては、このような事例を再び起こさないように申請時には、納税証明書の添付をお願いしている次第です。

今後については、返納の相談など返納の猶予については、柔軟に相談に対応していくことは可能ですが、申請時の納税証明書につきましては、引き続き添付をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

平成 3 年に変更を行ったというふうに。違う。30 年、平成 30 年に変更した。それまではですね、親の連帯保証人の方が税金、町税滞納してても貸し付けしてた。違う。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

すみません、先ほどの答弁のちょっと補足ですが、平成 30 年度に滞納が発生しないような制度の見直しというのは、それまでは第三者の連帯保証人はなかったですね、本人学生さんとその親が連帯保証人という制度でした。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

えっと、ちょっとまあいいや。主旨としてはですね、学生本人と関係ない人が、関係ないというか連帯保証人なんですけど、これ教育ローンじゃないんですよ。基本的にローンじゃないんで、学生本人がやはりさっきも言いましたけども、せっかく進学を目指していきたくて考えている。大学に合格した、専門学校に合格したのに、お金がなくて進学を諦めなければならないような状況を引き起こさないために、奨学金制度というのはあるわけなんで、そこにですね、せっかく合格したけども申請書出したら、親が今商売がうまくいってなくて税金が滞納になっていたと。ほんなら奨学金が受けられなくなったというふうになってしまったらですね、これはほんとにそういう学生の将来をですね、つぶしてしまうことになると思うんですね。だから、せっかく奨学金の制度があるんですから、学生本人にですね、やはり信頼をしてですね、貸し付けていくということが必要だと思います。これはやっぱり、この後の質問にも関わってくる問題ではあるんですけども、返してもらえるか返してもらえないかということだけに着目してしまうとですね、貸し付けのほうの観点からだけ見てしまうと、そういうふうな話になってしまうと思うんですけど、もう一度奨学金の基本の考え方に立ち戻って、検討をいただきたいと思います。

これ行ったり来たりになってしまいうんでお聞きしたいんですけど、検討していただけますでしょうか。教育委員会だけじゃなくて、町全体として今後の検討課題にあげていただけるかどうかを聞きたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

町全体という話なので、教育委員会さんと連携しながらですね、もう一度検討

はしてみたいと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

検討していただけるというふうに言われましたんで、私も引き続き、しつこくこの改善をしていただけるように求めていきたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

3 つ目の質問に入りたいと思います。3 つ目はですね、全ての学生等にコロナ対策支援金の支給をとということをテーマに質問をいたします。

町はコロナ対策として、町の奨学金を受けている学生に、支援金 3 万円を支給していますが、制度上は連帯保証人との関係で、奨学金を受ける必要がある困窮学生が奨学金を受けられず、奨学金が受けられていないことから、困窮学生という対象を外され、コロナ支援金 3 万円も届かないという事態があります。今言った事態というのは、実態があるかどうかではないということです。実態はないかもしれません。しかし、制度がそうなっている以上、実態が起きる可能性をはらんでいるということです。

現在の奨学金制度の上でも、コロナ感染症による困窮学生を全体として支援していくためには方法は一つです。奨学金を受けていない学生も含めて、コロナ支援金を受給できるように制度を改善すべきだと考えますけども、町の考えを聞きたいと思います。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的支援として、町の奨学金制度を利用している大学生等に給付金の支給をしたところですが、福本議員ご指摘のとおり、給付金を「必要とする大学生全員」には対象者を広げておりません。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大学生等についてはさまざまな影響を受けていると思われませんが、大学生個々の生活の実態もさまざまで、その経済的影響にも差異があると聞いており、対象者の把握においても難しいのではないかと考えられます。

また、現在においても全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にある中で、今後の感染状況の見通しも不明確であり、仮に給付する場合にも、その時期を検討せざるを得ません。よって、対象者を「必要とする大学生全員」というふうに変更するのも、今後の検討になろうかと思っております。以上でございます。

す。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

町長にお伺いしたいと思います。先ほどの奨学金の話にもありましたが、今回のこの学生のコロナ対策の支援金についてはですね、本人も所得の少ない家庭であり、連帯保証人も町税を滞納しなければならないほどの大変な状況にある中で、奨学金も受けられないような状況で奨学金が受けられませんでした。しかし、アルバイトで何とか、学校には通っているという状況で、ほんとに今、爪に火を灯すような思いでですね、大学に通っている学生が、今、全国にはたくさんいます。

そんな中ですね、高松でですね、日本共産党の香川県委員会が食べ物とかをですね、集めて、住民の方から。香川大学の前とかでですね、食事に困っている学生さんたちに、食べ物を渡すという活動をずっと続けてるんですけども、ほんとに学生さんたちからですね、喜ばれています。今の時代にですね、お金じゃなくて、食べ物をもらってほんとにありがたいと言われるっていうのはですね、どういう状況かというとはですね、結局アルバイトを今までしてたんですけども、アルバイトもなくなってですね、仕送りはですね、もう家賃を払ったらいっぱいいっぱい、光熱費払ったらいっぱいいっぱい。食べ物を減らして生活してきてるっていうような人たちが、学生の中でたくさん増えてきてるってことなんです。その中でですね、そういう人がたくさん増えてきているもとでですね、今、奨学金を受けられるところに制限をかけてですね、いるわけですけども、そういうもとで、今回コロナウイルス感染症学生支援給付金というのやったんですけど、町は生活困窮学生の支援をするためにこの制度を作ったっていうふうにおっしゃったんですね。とするとですね、そういう学生に、生活困窮をしている学生に届いていないという実態、支援が届いていないという実態がここであらわになったんですけども、これ届けていこうと思ったら、何をしなければならないかっていうのははっきりしてると思うんです。

これ町長に問いたいんですけども、届けていくためにほんまに町が言うてる生活困窮者の生活支援するためには、これ以外の他の方法ってどんな方法があると思います。答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

奨学金制度を利用している学生には今回出しておりますよね。実際にその奨学金制度を利用したかったけれども、利用できなかったっていう生徒の把握っ

ていうのは、たぶんちょっと調べんといかんと思いますけども。それとほんとに生活、それから食事なんかでも困っている生徒、そうでない生徒のすみ分けっていうのちょっと難しいかなと思いますけど、調べる方法っていうのはですね、今でいくと18歳～22歳、医大だったら24歳までいくと思いますけど、その中で実際にどの家の子がどこに行っているというのは、たぶん教育委員会でも今把握できないと思います。なので、こっちからするとしたら、町のほうから町のホームページに掲載してですね、返事いただくとか、あとは一番いいのは親御さんが町のほうに言っていただくかですね、そのあたりぐらいかなとは思っています。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

奨学金受けてなくても、町の親御さんが困窮を町のほうに訴えた場合には、支援金を出しますということですか、それは。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

じゃなくてですね、その把握をどうしたらいいのっていうことなんで、そういうことで把握をまずせんといかんかなということで、一番それであれば把握ができるのかなと思いました。あと教育委員会と話をする基準ですね、どうしたらいいのかいう部分も検討していく必要があるのかなと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

この質問、1回目の質問じゃなくて2回目の質問なんです。前回質問したときに、把握してくださいっていうことを言うたんですけど、ということは今回把握の方法はこんなもんがあるのかなあっていうようなこと、「かなあ」で出てくるということは、何にもやってないということなんです、前回のときから今回のときまで。手は打ってないということなんです、町として。だったら方法が出てくるはずはないんですよ。

現実にそういう人がいるかどうかっていう話さっきされましたけど、私が言っているのはいるかどうかじゃなくて、制度上そういうふうになってたらそういう人が生まれる実態、生まれる可能性が十分にあるということなんです。可能性をはらんでるってことなんです。前の質問で言うた分の奨学金については、奨学金の制度を変えればそういう実態が出てくることはつぶせるんですけど、でも今の制度やったらそういう可能性出てくるわけなんです。生活困窮してるけども、奨学金を受けられずに、しかも支援金も受けられない、という実態が

あるかどうかは分からないけども、今の制度やったら十分にあり得るということなんですよね。そこを言ってるんです。そこをどういうふうに対応していくんかっていうことをお聞きしたんですよ。

明確な答えありませんでした。ないと思いますよ、そりゃ、私も一生懸命考えましたけどないんですよ。その面で考えたらすね、やはり今、家庭で「別にうちには必要ありません」という家庭に出す必要ないんですけども、やはり学生さんにはですね、親とか家族とか世帯とかじゃなくて、本人さんにきちっと出していく、せっかくコロナ支援金制度っていうのをやってるんだから、奨学金受ける学生だけじゃなくてですね、全学生を対象にですね、きちんと出していくということが必要やと思うんですけども、町長どうですか。他に対策があるんだったら、方法があるんだったら言うてください。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

方法は考えてみますけども、その前にですね、今回このコロナ禍っていうことでほんと未曾有というか、全世界大変なことになって、コロナ禍終わったらどうい生活様式も変わってくると思いますけど、その流れの中で国の当然、支援給付金っていうのを学生さんには出しておると思います。

また、香川大学さんやったかな、他の大学も結局、免除するだとか授業費ですね、だからそういうこともしてるので、そういったことも状況を見ながらですね、全体的な判断をしていくべきかなとは思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

全体見ながらっておっしゃったんですけどね、今までコロナ発生して、学生が困難になって、この支給金制度をやったん前回、あれ何月議会、9月議会のときでしたかね。やったけど、今まで見てへんじゃないですか。この3カ月間全然。さっき何か対策考えてますか、検討してますか言うたとき、何も出てきてへんじゃないですか。ほんでやります言うとして、また次3月議会に聞いたってまた同じこと答えるんじゃないですか。

学費の値下げっていうのは、実際に授業が開かれてへんから、学費値下げするのは当然だという声があるんですよ。そのことと学生が下宿して日常生活送ることとはまた違うんですよ、しんどさが。アルバイトもない、アルバイトで生活費稼いでる学生なんかやったらアルバイトもない、お金が入ってこない、その日の食べ物がないというような状況だってあり得るわけなんですよ。さっき奨学金で線引きっていう話しましたが、奨学金で線引きされてしまった場合だっ

たら、今の土庄町の奨学金制度に基づいてやっていると、奨学金を本来だったら受けなければならない学生が、受けられてへん状況があって、もっと深刻な状況の人がコロナの支援金受けられへんっていう状況が起きてるんですよ。だから、私はあえて今の制度改善っていうことを一つテーマに取り上げて、改善すべきだっていうことを強調しました。改善してなかったとしても今できる対応としては、今、奨学金で線引きされて受けられない人がいるのであれば、そういう人たちにきちんと支援の手が届くように支援をきちんとやっていく、コロナ給付金については、全員に出すことでそこをカバーすることができる、ということをお願いしてるんです。

聞いたんがこの方法以外に違う方法でカバーする方法ありますかって聞いたんやけど、それは出てこなかったんで、だったらですね、もうまずやらなければならないことっていうのは、コロナ対策支援金については徹底して周知して、学生のいる保護者、学生本人からですね、申請をあげてもらおう対策をすぐ取るべきです。まず。その上でですね、先ほどの奨学金の分についても改善を図っていくということ強く求めて、最後の質問を終わりたいと思います。

○議長（濱野良一君）

これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 5 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 3、議案第 1 号 令和 2 年度土庄町一般会計補正予算（第 9 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 1 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 4、議案第 2 号 令和 2 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第2号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第5、議案第3号 令和2年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第4号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第3号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第6、議案第4号 土庄町介護保険条例及び土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第4号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 7、議案第 5 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第5号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（濱野良一君）

日程第 8、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしましておりますとおり、議員を派遣することについて、ご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 9、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からのお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和 2 年 12 月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れさまでした。

閉 会 午後 0 時 25 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（濱野良一）

同議員（岡野能之）

同議員（岡本経治）